七、太陽社電気株式会社に対する件

昭和五三年（排）第一一号

排除命令

岐阜県多治見市豊岡町一丁目六二番地
太陽社電気株式会社
右代表者　代表取締役　桑原誠造

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　太陽社電気株式会社は、一般消費者を対象に、昭和五二年一二月三日から昭和五三年一月一六日までを期間とし、「太陽サウンドオン年末年始どっきり市」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会

に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　太陽社電気株式会社（以下「太陽社電気」という。）は、肩書地に本店を置き、炭素皮膜固定抵抗器の製造販売業を営むとともに、名古屋市内に、「太陽サウンドオン」と称する店舗を設け、同店舗において、音響機器、楽器及びレコードの販売業等を営む事業者である。

二　太陽社電気は、前記店舗において、一般消費者を対象に、「太陽サウンドオン年末年始どっきり市」と称して、昭和五二年一二月三日から昭和五三年一月一六日までを期間とし、期間中、音響機器又は楽器を購入したものに対し、購入額五万円ごとに抽せん券一枚を与え、抽せんにより、一等ビデオカセット（約二二万円相当）一台、二等白黒テレビ（約二万三〇〇〇円相当）五台、以下五等までの景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　太陽社電気の前記懸賞に係る取引の価額は、五万円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、三万円である。したがって、前記景品類中、一等の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、太陽社電気の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年五月二九日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　早川晴雄